

大分家庭裁判所委員会議事要旨

第1 開催日時

平成31年1月23日（水）午後3時15分から午後4時45分まで

第2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

第3 テーマ

市民後見人について

第4 出席委員（50音順）

池邊淑子，岩坪朗彦，小野貴美子，川井祐二，草場淳，首藤由美子，生野裕一，中田光治，西田充男，三島聖子

第5 議事内容

1 委員長の選任及び委員長代理の指名

家庭裁判所委員会委員長に岩坪委員が選任され，家庭裁判所委員会委員長代理として三島委員が指名された。

2 報告

前々回委員会（平成30年1月24日開催（地家裁合同））及び前回委員会（平成30年9月5日開催（地家裁合同））における委員意見を踏まえた取組について，次のとおり報告した。

(1) 障害者支援機器の設置案内について

前々回の委員意見を受け，大分地家裁ホームページに，助聴器，筆談器及び読書拡大器を備え付けている旨を掲載した。

(2) 調停委員のストレスマネジメント研修について

前回の委員意見を受け，裁判所職員を対象にした健康管理講習会において，「ストレスマネジメント」をテーマに採り上げる場合には，調停委員のオブ参加を検討することとした。

(3) 家事調停員の給源拡大について

前回の委員意見を受け、家事調停委員の給源として相応しいと考えられる社会福祉士会及び臨床心理士会に対し、事務担当者が出向いて御説明をさせていただく方向で検討することとした。

3 本日のテーマ（市民後見人について）に関する意見交換

（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），○委員（専門），●：裁判所）

● 説明（後見制度の概要，現状，裁判所における後見人選任の現状と課題，市民後見人の意義，社会のニーズ等についての説明をした。）

◇ 民生委員と後見人とは，どのように違うのか。

○ 民生委員は決められた範囲内で家庭の訪問を行ったり，心配事や困り事がある方を市役所等の関係機関へ繋ぐなどの役目を行っていると思う。

後見人は，被後見人の生活を支え，困り事等があれば代理人として活動するなど，被後見人の生活に責任を持って関わっていく仕事をしている。

また，後見人と民生委員の大きな違いは，後見人は被後見人の預貯金を出入れすることができるが，民生委員はできないところである。

◇ 市民後見人は，ボランティアとして活動するのか。

○ 現在，市町村が予定している市民後見人は，ボランティアになると思われる。

◇ 専門職の後見人は，金銭をもらえるのか。

○ 被後見人の財産があれば，裁判所の審判により報酬をもらうことになるが，被後見人の財産が少なければ，ほぼ報酬はないと思われる。

◇ 裁判所から報酬をもらうのか。

○ 被後見人の財産を後見人は管理しているので，裁判所の審判により被後見人の財産から直接報酬をもらうことになる。

◇ 後見人の仕事として，財産管理と身上監護の役割があり専門的だと思われるが，市民後見人は2人以上で役割分担をすることが可能か。

- 市民後見人が選任される場合は、多額の財産管理や債務整理が不要で、親族間の争い事や対人関係において専門的な技術等が必要な複雑困難なものではない場合を想定しているため、複数人を選任することはない。
- ◇ 地域では、独居老人や認知症の人等について、社会福祉協議会、保健師、民生委員及び市町村の行政も見守り等のサービスを行っているが、福祉行政と裁判所の選任する市民後見人とがどのような関わりをもつようになるのかがはっきりと分からない。

後見人一人に全てを任せてしまうと、後見人としての責任が重く、重圧感のようなものがあると思われるので、地域の福祉行政との繋がりやネットワークを持ち、情報共有をして連動していくとそれぞれの負担も少なくなるのではないかと考える。
- 既に存在する行政サービスとの連携や繋がりがどうなるのかということ、そもそも市民後見人の制度自体がまだ浸透していないという状況にあるということか。
- ご指摘のとおり、裁判所も自治体と協力をし、連携するシステムを作っていかなければならないと考えている。市民後見人は、地域の福祉関係者と連携し活躍する方という位置付けで考えているところであり、要後見状態の方についての情報を地域からもらい、より適任な方を市民後見人として選任していきたいと考えている。
- 小さい自治体であれば、要後見状態の方の情報を保健師や民生委員は多く持っているため、うまく連携していければいいと考える。
- 裁判所が後見人を選任する場合、財産管理の分野には詳しい方はいるが、社会福祉面での専門的な知見を有する方を探すのが難しいと考えているため、申立ての段階において、地域の中で社会福祉等をされている方から助言をいただければとてもありがたいと思っている。そのためにも、裁判所は地域の福祉行政と連携していかなければならないと考えている。

- ◇ 親族は、市民後見人になれるのか。
- 親族が後見人になることは可能であるが、親族間で争いがある場合は、第三者を後見人とすることがある。
- ◇ 大分市は、今年度から成年後見センターを法人として設立している。個人が市民後見人になるとハードルが高いが、法人であれば職員が分担して後見業務を行うことができることから、今後このような法人が市民後見人として活用されていくのかと思うがいかがか。また、法人も個人としての市民後見人と同じように後見人としての業務をできるのか。
- 大分市の成年後見センターは、法人として社会福祉協議会が後見人業務を担っていくと聞いている。法人として後見人を行うものであり、専門職等に続く候補として行ってもらうことを予定している。臼杵市でもセンターを立ち上げているが、法人としてサポートする場合と個人としてサポートする場合と両方が考えられるので、被後見人の状態により振り分けていきたいという話を聞いている。
- 九州大学が認知症有病者数を調査しているが、平成37年度には65歳以上の20パーセント程度が認知症有病者となるのではないかとの推計が出ている。大分県でも高齢者の割合が高くなり、認知症有病者数が増える中では、民生委員だけでは到底まかないきれなくなることから、高齢者が自分の意思を主張でき、自分らしく生活していくうえで、市民後見人は魅力的なカテゴリーとなっていくのではないかと思われる。
- 説明（市民後見人選任時の課題についての説明をした。）
- ◆ 弁護士の立場からすると、預金の管理の方法などの枠組みを裁判所で作成し、周知しなければ、裁判所が監督をすることも難しくなると思う。後見監督人をしているが、日々の預貯金の入出金を把握することはできないので、1か月単位で生活費としてこの程度の枠内であればやむを得ないのではないかと考えている。市民後見人が、被後見人により身近な存在として、小さな

ところまで管理していくとなれば、実際に機能するのかが不安である。裁判所も監督の責任があるので、体制を整えて徐々に進んでいかなければならないと感じる。

最近の例で、被後見人が死亡した時に後見人はいたが、後見人の業務が終了したことから、相続人が手元にあった被後見人のお金から葬儀費用を支払い、相続放棄や限定承認ができなくなった事例がある。後見人は、業務終了時に相続人に対してきちんと引継ぎをしないとトラブルが起きてしまうので、マニュアル等を作成し周知した方がよいのではないかと感じる。

- 日常の金銭の出入れの管理については、裁判所も今後考えていかなければならないと思う。裁判所が相談に乗るのは当然であるが、自治体でもこれから機関を作り相談態勢を整えていくと思われるので、連携を取りながら考えていきたい。

全国的にみると、市民後見人の活用が一部の自治体で行われていると聞いているので、裁判所としても情報を収集していきたく考えている。

- ◇ 市民後見人は、成年後見人の人手不足解消のために必要なので活用していくのだろうと考えていたが、市民後見人を活用することは、今後、新たなコミュニティを作るのによいきっかけになるのではないかと感じる。

後見人の需要と供給を考えると完全に供給不足と思うので、市民後見人の輪が広がっていけば、過疎の地域での活用は期待できるのではないかと感じる。

ニュースでも後見人の横領などが話題になっているが、市民後見人が増えればトラブルも増えていくかもしれないが、高齢者で認知症の方の凍結した財産を動かせるという意味では、経済的な活性化に繋がるのではないかと感じる。

また、市民後見人の高齢化という現象が考えられるので、その対策も必要になってくると感じている。

- 説明（市民後見人の活用例についての説明をした。）

○ 市民後見人は、後見人の人手不足対策の側面もあると思われる。過疎地域では、近隣の住民が要後見状態の方の生活を支えているという実態があるので、法律的な裏付けを与える意味でも、市民後見人の制度は、とても良いのではないかと感じる。市民後見人が一人で責任を負うようになればとても大変なので、社会福祉協議会や社会福祉士のような専門職に相談ができるシステムができるとよいと思う。

また、もっと気軽に市民後見人を利用して、後見人が不正をできないようなシステムを作っていくことが大切ではないかと考える。

そして、後見人の高齢化の問題もあるので、後見人が流動的に交代ができるようにすることも必要だと感じている。

第6 次回期日等について

1 日時

平成31年9月11日（水）午後3時15分から

2 テーマ

教育的措置について

3 場所

大分家庭裁判所大会議室